

## 変更届について

### (1) 変更内容に関わらず全員提出が必要となる書類

No.	提出書類	留意事項
①	小児慢性特定疾病医療受給者証記載事項変更届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>受診者が18歳未満の場合</u>、届出者は原則、受診者が加入する医療保険の被保険者となっている保護者になりますが、受診者が加入する医療保険が国民健康保険や国民健康保険組合の場合は、同一の医療保険に加入する保護者のうち現に受診者を扶養している方を申請者としてください。</li> <li>・ <u>受診者が18歳以上の場合</u>、届出者は原則、受診者本人になります。</li> <li>・ <u>窓口に来られる方が、申請者と異なる場合は、委任状（法定代理人の場合は、戸籍謄本など）が必要になります。詳細はNo.⑭、⑮、⑯をご確認ください。</u></li> </ul>
②	届出者の本人確認ができる書類（個人番号確認） ※確認後、お返しします。	<p>以下のいずれか1つが必要です。</p> <p>個人番号カード、通知カード（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合）、個人番号が記載された住民票</p> <p>※個人番号通知書は番号確認書類としては利用できません。</p>
③	届出者の本人確認ができる書類（身元確認） ※確認後、お返しします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1点だけでよいもの（写真付きのもの）</u> 個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、写真付き社員証 など</li> <li>・ <u>2点での確認が必要なもの（氏名と、住所又は生年月日が記載されているもの）</u> 医療保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、税金・社会保険料・公共料金の領収書、特別徴収税額通知書、源泉徴収票 など</li> </ul> <p>※委任状等により、受任者（代理人）がご提出いただく場合は不要です。</p>
④	受診者の個人番号が確認できる書類 ※確認後、お返しします。	No.②と同じ
⑤	小児慢性特定疾病医療受給者証	

### (2) 変更の内容及びその変更に係る書類【(1)の書類に追加して提出いただくもの】

No.	変更の内容	留意事項
①	受診者に関する事項（氏名・住所・個人番号等）	なし
②	保護者に関する事項（氏名・住所・個人番号等）	なし

③	受診者が加入する医療保険が変更となった場合 ※月額自己負担上限額の変更を伴わない場合	・医療保険症の写し 受診者が加入する医療保険の種別により、当該書類を提出いただく対象者が異なります。	
		医療保険種別	当該書類を提出いただく対象者
		国民健康保険 例) ○○市(町村)国民健康保険	受診者及び受診者と同じ国民健康保険に加入されている方全員分
		国民健康保険組合 例) 全国○○業国民健康保険組合	受診者及び受診者と同じ国民健康保険組合に加入されている方全員分
		被用者保険(社会保険) 例) 全国健康保険協会○○支部 例) ○○健康保険組合 例) ○○共済組合	受診者及び被保険者分
		・同意書(医療保険者照会用)	

### (3) 窓口に来られる方が、申請者と異なる場合に必要となる書類

①	委任状①(個人番号委任) ※窓口に来られる方が法定代理人の場合は、戸籍謄本など	窓口に来られる方が、申請者と異なる場合に必要です。
②	委任状②(申請行為委任)	受診者が18歳以上の成年患者で、申請手続きをされる方が、受診者本人と異なる場合に必要です。
③	受任者(代理人)の身元確認ができる書類 ※上記、委任状等を提出する方のみ必要 ※確認後、お返しします。	・ <u>1点だけでよいもの(写真付きのもの)</u> 個人番号カード、運転免許証、旅券(パスポート)、在留カード、写真付き社員証 など ・ <u>2点での確認が必要なもの(氏名と、住所又は生年月日が記載されているもの)</u> 医療保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、税金・社会保険料・公共料金の領収書、特別徴収税額通知書、源泉徴収票 など